

平成23年10月7日

建設業者 各位

豊田市総務部契約課
豊田市上下水道局総務課

平成23年度下半期建設工事に係る豊田市入札契約制度の見直し等について

平素は豊田市政及び本市契約事務にご理解とご協力をたまり誠にありがとうございます。
平成23年度下半期における入札契約制度の見直し等につきまして、以下のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては見直し内容につきまして、ご承知おきいただきますとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 労働者提案の見直し（評価項目及び配点の変更）

【現行の労働者提案】

（1）評価項目

- ①労働者への賃金の上乗せに関する提案と検証方法
- ②労働者に対する労働条件に関する提案と検証方法
- ③雇用の創出に関する提案と検証方法

（2）評価内容

- ①内容に対する評価・・・・・・・・3点
- ②効果に対する評価・・・・・・・・5点
- ③検証方法に対する評価・・・・2点

【見直し後の労働者提案】

（1）評価項目

- ①労働者への賃金の支払いに関する提案と検証方法
- ②労働者に対する労働条件に関する提案と検証方法
- ③雇用の創出に関する提案と検証方法

（2）評価内容

- ①内容に対する評価・・・・・・・・3点
- ②効果に対する評価・・・・・・・・4点
- ③検証方法に対する評価・・・・3点

2 予定価格の事後公表

平成23年10月12日公告案件から、豊田市が発注する建設工事全案件を対象に予定価格を事後公表とします。

3 調査基準・失格基準及び最低制限価格の見直し

(1) 調査基準・失格基準の見直し（現場管理費における基準の変更）

	調査基準	失格基準
直接工事費	95	90
共通仮設費	90	85
現場管理費	80	80
一般管理費等	30	30

※失格基準は、上記4項目中、1項目でも基準を下回れば調査を行うことなく失格となります。

(2) 最低制限価格の見直し

上記、調査基準・失格基準を見直し、引き上げを実施したことに伴い、**最低制限価格についても引き上げを実施しました。**なお、最低制限価格は、豊田市契約規則に定めるとおり、予定価格の10分の9から10分の7の範囲内において定めます。

4 総合評価方式における評価基準（企業の技術力）の見直し

【現行の企業の技術力における評価基準】

評価対象期間：**過去5年間を基本**

【見直し後の企業の技術力における評価基準】

評価対象期間：**過去10年間を基本**

5 平成24・25年度の競争入札参加資格審査申請内容の見直し

【現行の入札参加資格申請】

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険未加入者に対し、豊田市総合点（発注者別評価点）から**減点**（入札参加資格申請は可能）

【見直し後の入札参加資格申請】

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険未加入者は、**入札参加資格申請をすることができない**（入札参加資格申請が不可能）

【問い合わせ】

総務部契約課 工事担当 TEL 0565（34）6616（直通）
（上下水道事業）

上下水道局総務課 庶務担当 TEL 0565（34）6653（直通）